

平成30年度 第3回八代市農業集落排水処理施設事業及び
浄化槽市町村整備推進事業審議会 会議録

- 【日時】平成30年9月27日（木）午後2時00分～午後4時10分
【場所】東陽支所2階会議室
【出席者】委員13名
【公開状況】公開
【議題】農集、浄化槽使用料について

【第3回審議会】

- ・議事 1. 諮問事項について
- 2. 次期開催日程について

- 【審議内容】
- ・諮問事項の説明及び質疑
 - ・次回、説明事項
 - ・次回以降の開催日程 第4回10月4日（木）午後2時00分～
東陽支所2階会議室

(議事録)

会長：皆さん、こんにちは。ただいまから平成30年度第3回八代市農業集落排水処理施設事業及び浄化槽市町村整備推進事業審議会を開催致します。まずは、事務局より、会の成立について報告をお願いします。

事務局：皆様こんにちは。お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。本日は審議会委員15名中13名の出席でございますので、八代市農業集落排水処理施設事業審議会及び浄化槽市町村整備推進事業審議会条例第6条第2項の規定により、本日の審議会が成立したことをご報告いたします。

会長：はい。ありがとうございました。それでは早速議事に入りたいと思います。今回も審議がスムーズに進みますよう、ご協力をよろしくをお願いします。まずは、前回の審議会のおさらいですが、平均改定率7.5%について確認を取りました。後で意見を言いますが、現時点では市の提案どおりを了承されたということをお願いします。それから浄化槽の事業所における使用料対象経費の質問がありましたので、事務局お願いします。

事務局：(説明概要)

資料① 事業所等における浄化槽使用料対象経費及び使用料状況

会長：はい。ありがとうございました。今の説明をお聞きになりまして、何か質問等ございましたらお願い致します。

委員：事業所のほとんどが公民館だと思います。21人槽以上が経費に見合った使用料を設定してありますが、5人槽から16人槽までは全部公民館でしょうか。

事務局：全部ではございません。

委員：16人槽から20人槽は何ですか。

事務局：個人名ですが事業所です。

委員：11人槽から15人槽は何ですか。

事務局：個人名ですが事業所です。

委員：10人槽は。

事務局：地域振興会と公共施設です。

委員：3件が公共施設ですか。

事務局：五家荘にある振興センター五家荘と泉町のコミュニティーセンター、昔の第二小学校です。

委員：8人槽から下は公民館ですか。

事務局：公民館もございますが、事業所です。

委員：市の一般会計から使用料を払っているのに、なぜ、改定後も実際に経費より安くしているのか。

事務局：今回の改定は法定検査、保守点検、清掃費、事務経費、資本費、年間経費・・・と示しています。それは最初の諮問の説明で、次回までの改定で使用料対象経費を100%にする試算で今回7.5%アップとすることで説明したところです。

委員：色々説明されてすみませんが、必要な経費を市の施設は払ってない訳です。人槽の大きいところは必要以上に払っている。前回にただ同じ掛け率をかけるのではなく、内容を見

てみれば、市の施設にも関わらず必要経費を払っていないことの説明を求めたい。当然必要な額に改定すべきだと思う。

事務局：事業所においては維持管理費100%賄うべきではないかということですか。

委員：市の施設が払っていないのが納得できません。

会長：前回の審議会では、公共施設と企業については検討していませんので、企業という形で設定したと思います。

委員：なぜ、この金額に設定したのか。

会長：5人槽が4,650円となっているが、一般家庭の3人世帯で設定してあるので、それなりの数字が出たと思います。

委員：11人槽以上も3人で計算してあるんですか。

会長：いや。

委員：11人槽以上は何人で計算してあるんですか。

事務局：はい。例えば11～15人槽で現行使用料が8,750円。これがここでの法定検査4,538円、保守点検36,000円、清掃費64,000円、あと事務費と資本費ですが、前は清掃費までを100%にしようと。そこが基準になっていまして、そこまでの料金設定です。

委員：今回、公共施設は人槽の維持管理費の100%で改定できませんか。10人槽以上は必要な改定率で良いんじゃないか。

会長：10人槽以上は公共のものだという表現ですか。

委員：事業所もあるけど、安くする理由もないので10人槽以上は必要経費100%で改定したらどうでしょうか。

会長：前回、100%になってない部分は一般会計から繰り入れるんです。浄化槽の地区以外の市民の税金も充てられている。その考え方もあります。企業を育てる意味もあって、公共と企業を分けて考える必要があるんじゃないか。

委員：どっちを重くするんですか。

委員：分ける根拠もない。

会長：どうして10人槽以下は分けないんですか。

委員：公民館は、集落も減って使用料を賄うのに大変だろうから下げているのではないかと
思っている。

会長：そうではないです。繰入金には下水道、農集、公設浄化槽もない地域の市民の税金も
投入されています。それが必ずしも良いのかどうかは分からない。それで、公民館を手厚く
するのか。公民館は私的なものでしょう。

委員：どうして個人は少ないのか。

会長：前回の審議会で決まっています。少数世帯は支払いが大変なので、大人数の世帯に払
ってもらいましょうということです。

委員：ここで安くするのは前回どういった理由で安くしているのか。前回の数字の根拠が全
然わからない。

会長：使用料が一般世帯の3人世帯相当だから、これを使ったんじゃないですか。

事務局：そうです。

会長：3人世帯が標準でバランスが取れてたんじゃないでしょうか。しかし、前回の資料か
ら、むしろ2人世帯が多いんですね。委員さんもう一度説明をお願いします。

委員：ですから、5人槽の中でも3人世帯の平均を取った。

会長：委員さんの意見ももっともだと思います。私は改定後は、現在100%以上取ってる
ところがありますね。21から25人槽。これは100%にすべきじゃないかと思ってる。
100%以上取る理由がない。

委員：実質的な経費を支払えば良いということですか。

会長：月額維持管理費をそのまま持ってくれば100%になる。委員さんの意見だと今回の
改定で93%になる。それに設定するのか、今回100%にするのか。皆さんどうですか。

委員：浄化槽の大きさで資本費が違う訳ですね。

会長：浄化槽の設置費は全部市が出す訳です。人槽別で違いますが、資本費は一律です。独立採算制ですので最終的には使用者が払わないといけないんですね。

委員：規模によって資本費は変わらないんですか。

会長：各個人が払うんじゃないなくて、一括して市が払ってるんです。

委員：厳密に言えば違うけど、全部で割っていると。

委員：規模に応じた資本費の考え方でいけば、100%以上払っても良いんじゃないかと思うが、明確な理由がない。100%超えても回収しないといけない理由が。

委員：全部7.5%だと思うが、中には7.6%もあるが。

事務局：端数処理の関係でそうになっています。一般家庭の場合も同じです。

委員：一般家庭で10人槽は何件ありますか。

事務局：9件です。

会長：今回の改定は回収率を93%に持っていく目標です。事業所については、93%の案と100%の案と10人槽以上は100%の案がある。

委員：公民館については、戸数の減少に伴い負担が大きくなるが。

会長：公民館の料金についてはその地区の方たちの町内会費から出てるのですか。

委員：はい。

事務局：会長。すみません。5人槽の11件の中で公民館・集会所は4件、事業所は7件です。大変申し訳ありませんが、公民館については条例で3,450円とします。となっておりまして、3,450円については5人槽の0人世帯で設定し、徴収しています。申し訳ありませんが、訂正をお願いします。

委員：では、この料金は純然たる事業所のみということですね。

事務局：そうです。資料①の5人槽の11件の中に公民館も含んでしまい、本来ならば2段書きにしないとイケませんでした。

会長：それも、根拠はないですね。これは私の意見ですけど、むしろ公共施設はみんなでお金を払うので100%で、事業所はやはり地元企業ということで93%で良かろうと。ただし、公民館については1番最低の料金でも良いんじゃないか。ややこしいですね。皆さんどう思いますか。これは人槽だけで料金を徴収する訳です。

委員：前回、公民館を分けてあるのは、どういう経緯だったのか。

事務局：農集につきましても基本料金のみなので、その考え方を統一した訳です。

委員：現行どおりにしてもらった方が・・・

委員：公民館については人数把握が出来ないので、1番安く設定した。結局自分たちが払わないとイケない、大変だということでそうしてある。

会長：公民館につきましても最低料金でよろしいですか。

各委員：はい。

会長：では、事業所はどうしましょうか。

委員：100%でも悪くないんじゃないか。

委員：100%超えても・・・

委員：今の考え方なら、元々超えてるところは改定する必要はないということ。経費まで届いていないところは、そこまであげたらどうだろうかということ。

委員：100%で良いんじゃないか。

委員：使用料対象経費の中には事務経費と資本費が入っていて、資本費は規模に応じて考えないといけない訳であるが、一律になっているので、数字上は100%超えているように見えるが、どう考えますか。

会長：次回の改定でほとんどの事業所は100%超えると思います。100%を超える料金徴収は意味がないと思う。資料①で回収率が人槽でバラツキがありスッキリしない。多分使

用者は人槽の大小で料金を取られると思っていないと思う。なので、100%で良いんじゃないか。一般世帯については93%にするので、企業も93%にするか、スッキリするなら全部100%。

委員：事業所に公民館が含まれてると思い色々と言ったが、そうでないなら、なぜ安くしてあるか意味が分からない。事業所が小規模で家庭の一部を事務所にして経営が難しいから安くしているとか。事務所を別に立ててあるなら経済的に余裕がある。最初の設定が分からないが、100%で良いと思う。

委員：事務局に確認です。22件の事業所の振り分けはどうなっているのか。

事務局：東陽町が3件、泉町が19件となっています。

委員：廃校になった河俣小は。

事務局：東陽の3件ですが、赤山公民館、箱石ふれあいセンター、久木野公民館で河俣小は単独浄化槽です。

委員：泉町の場合は氷川ダムが飲料水になった関係で事業所に積極的に浄化槽設置を働きかけた。当時使用料が安かったのは、飲料水だから協力をお願いしたいという経緯があった。それを一気に上げるのは抵抗がある。むしろ環境費ということで上水道管轄の生活環境事務組合から毎月の上水道料金に100円を上乗せしてバックマージンをくれというのが当時の考え。それなら全部浄化槽にしますといういきさつがある。しかし環境費なんてできないので。

委員：東陽が3件しかないなら何も言わない。資料ではその内容が分からなかったの。事業所であっても地元の意見が反映されるべきであって。

会長：事業所については回収率を93%にするか100%にするか、どちらかですね。

委員：100%にするならした方が良い。説明がしやすいので。

委員：集会所は人数把握が出来ないので基本料。事業所は回収率100%にした方が分かりやすい。

会長：皆さんどうですか。繰り返しますと、公民館につきましては一番安い料金で、人数の把握できない事業所につきましてはそれなりの金額、そのほかの事業所については100%の料金をいただくということでお願いします。

各委員：同意。

会長：前回7.5%で決まっていたのですが、家に帰って良く考えてみましたら、どうもしっくりしなかったなので、別の考え方を出しますので、プリントの配布をお願いします。

委員：だって前回決まったんでしょ。

会長：決まったのを覆そうと思います。

委員：どういうことですか。

会長：それを今から説明しますので、それでみなさんが納得できないならただの意見で終わります。人槽をはずして人数だけで行きましようという考え方です。

(会長案の説明)

人槽で回収率が違うことがしっくりこなかった。人数によって多く支払って頂く考え方は踏襲しています。人槽によって回収率が違う、維持するためのお金が違う。5人槽は回収率87.8%、10人槽は99.5%です。次の改定で10人槽は100%を超えます。それでは説明がつかない。どうして10人槽の人たちが5人槽の料金を多少でも賄わないといけないうのかというクレームが来るかもしれない。基本料金4,000円、世帯員割400円で大体今回改定の使用料対象経費の93%になります。ただし基本料金と世帯員割の考え方はいろいろあります。これならば人槽でのアンバランスは解消されます。例えば5人槽で5人、10人槽で5人でも同じ使用料であり、5人で出す汚水の量は変わらない。下水道や農業集落排水の料金の決め方と同じ。浄化槽は一か所に排水を集める訳ではないからちょっと違いますが、たくさん汚水を出すところに高い金額を取りましようという考え方。前回の資料で現在は3人世帯よりも2人世帯が多くなってきており、例えば5人槽を全体で賄うために人槽が大きいところにたくさん払ってもらわないと100%にならない訳です。また、人槽ごとに基本料金や世帯員割をいくらプラスになるか決めきれないと思うので人槽を取り払って人数で料金を設定する、この考えで言うと公民館は月額4,000円になります。今の改定では次回、10人槽は100%を超えてきます。他の槽も多分アンバランスです。

委員：これは専門家には説明がつくと思うんですね。私たちが一般の住民から尋ねられたらほとんどの委員さんたちは説明できないですよ。前回の審議会で、人槽人数で分けた方が良いという訳で決められたんでしょ。これを前回に戻すというのは、皆さんで話し合いをさせておいて、また話をゼロに戻すというのは、あなた会長なんですよ。会長は話をまとめるんでしょ。それを壊しに行くんですか。

会長：壊しに行くんじゃないんです。前回の市の提案では私が説明しきれない。

委員：分かりました。事務局はどう思っているのか。この提案をびっくりされてると思うが。

委員：会長案の料金に世帯数を掛けると93%になるんですか。

会長：もちろん。なります。

委員：これもまた4年後には変わってきますよね世帯の分布が、その時はまたそれに見合った料金に改定すると。

委員：会長、事務局の話を。

事務局：会長よりご提示ということで、どう取り扱うべきか困惑しているところです。前回までは整備された浄化槽の内容や従前の料金の考え方でやるべきじゃないかとの意見が出ていたかと思います。それとは全く違う考え方で、5人槽の0人では料金の値上げ、10人槽の6人以上では若干の値下げがあるのかなと思います。それはそれで、全体的なものでの会長のお考えですからそれで良いのかなと思いますけど、委員さんからお話があったようにそれぞれの人槽での回収率で、私なりの2つの問題点があると考えます。1つは資本費の考え方です。全体の額を平均で割った額を定めているということで、本来は相当分の額を設定しないといけないんですが、整備当時に加入する条件で個人の浄化槽を無償譲渡していた経緯があり、種類が色々あります。それに、今の単価で資本費を計上するべきか、根拠がない中で荒い積算になってしまい不本意な部分もあります。それと、各人槽ごとの分布として、確かに5人槽は1人・2人世帯が増えていると思います。ただし泉町では10人槽の6人以上世帯が3世帯あり、これは常に移動するという現状ですので、人槽ごとの回収率が違うとおっしゃいましたが、資本費の考え方、人槽ごとの世帯員の点在の仕方で回収率が変わると思っていますが、どういう風に考えるべきか非常に困惑している状況です。

委員：人槽の基準は国で決まっているか知らないけど、なぜ人槽が違うのか業者に聞いたら家の面積で違う。皆さんそれを知らない訳です。

事務局：今おっしゃったように130㎡以下は5人槽、それを超えると7人槽、今は2世帯住宅がありますが、それは10人槽となっております。それが国の基準となっております。

会長：私から質問ですが、例えば7人槽の浄化槽を設置する時は個人が金を出すのか。出さなくても良いんでしょう。

事務局：市町村設置型の場合は一律10万円の分担金を頂くだけです。

会長：だから、人槽ごとに料金が変わる訳ではない。

委員：設置する時、設置したら翌月から料金がいくらかかるという説明がない。私たちが設置した時はなかった。

事務局：現在は必ずご本人さんとお会いして、人数を確認した上でいくらになります、と説明しています。

委員：人数加算の話も4年前か8年前にあってます。人槽だけではだめだと。また、農集とのバランスが悪いが、八代全体のバランスを考えて今の状況になっている。農集は基本料プラス人数だけど、浄化槽は人槽で設定したらどうですかと。東陽は人槽で泉より料金が安かったんです。それを同じにしないといけないということと、八代市内の浄化槽の維持管理費よりも安かった。

会長：前はそれまで人槽ごとに料金を設定していたが、それでは少数世帯が大変だということで、人数が少ないところは安く、多いところは高く設定したが、人槽ごとの料金設定だったから、両方取り入れた料金設定にした訳です。今回みたいに料金を改定する時に人槽ごとに回収率が違うと勾配を変えないといけない。10人槽の人たちが5人槽の料金を肩入れしているということになり、クレームがいたら説明しようがない。回収率の違いについて会長に説明を求められても、理由がないという説明だと説明がつかないので、人数だけで割り振ればスッキリする。

委員：会長の案で人数は平均が4.5人になっているが。

会長：いや。最近の平均は7人槽で3.0人、5人槽は2.7人、10人槽で3.7人くらい。7人槽と10人槽は3人を超えているが、5、6、8人槽は3人以下です。

委員：人数の多いところは儲けになる。

委員：適正に、人数なりによってことです。儲けとかではなくて。

会長：5人槽は1、2人世帯が多いので料金が少なくなる。5人世帯は高いけど、1、2人世帯の料金を低く設定しているからトータルで3人世帯の平均の料金が集まらない訳です。それで回収率が87%。ところが、10人槽は3人家族以上が多いから99%になってます。人槽によって回収率が変わると、5人槽の浄化槽を設置したら良かったとなります。そうすると人槽を取り払って人数だけにしたらというのが私の意見です。

委員：県下市町村浄化槽使用状況比較表の中では、これがオーソドックスな考え方であるが、人槽ごとの基本料金が無いので、その説明が難しい。

会長：前回おっしゃられたように汚水の量によって料金を徴収しようという考え方です、人数でいけば。

委員：そもそも浄化が目的ですから排水量が多いところは多い負担をするのが基本的な考え方。

会長：しかし現実的には、人槽で清掃業者は料金を徴収しているから、そこは難しいんですよ。人数のところもあれば、人槽のところもあるので。

委員：人数で一律いくらのほうがスッキリしますね。

委員：1人、2人は経済的に厳しいのは分かるが、業者に払うのは1人だろうが5人だろうが金額は同じ、それで難しい。

会長：前は人数と人槽を両方取り入れた訳だが、今回のように段々と料金を上げていくとアンバランスになる。なので一括して料金を取った方が良いという考え方なんです、ご意見は。

委員：例えば200件で割った時はいくらなんですか、6,000円とか5,000円とか。

委員：それなら農集と同じ。農集とバランスを取るために料金設定しましたという方がスッキリする。何人世帯でも業者に払う金額は一緒だからトータルを人数で割るのはおかしいです。浄化槽の場合は自宅に槽を作らないといけない。有効面積が限られて、その中で自宅を作らないといけない。農集を埋設してくる事を考えると、浄化槽がかなり安く済むから、当時農集を整備する設計までであったが、距離が長く、経費がかかりすぎるから合併浄化槽にした経緯がある。

事務局：公設の浄化槽を考えたとき、個人で設置する浄化槽のほうが安かったということですか。

委員：はい。農集よりも建設費は安かった。なので、安くするのは当然と思う。

会長：下水道は国土交通省、浄化槽は環境省、農業集落は農林水産省です。管轄が違うので料金の設定が難しい。前回の資料にもあるが、人数で徴収しているところと人槽で徴収して

いるところもある。現実には人数というのは私たちの意見も反映しているが、人槽の場合は、単純に清掃費と維持費だけですが、前回の審議会の意見で、少人数は安く、大人数は高くというのが大半の意見だったので、人槽プラス人数で設定した訳です。ところが、世帯の数が変わってきて、毎回人槽ごとに勾配を変えないときちんと93%にならない訳です。それは面倒くさい。どれが正しい勾配か分からないから。なので基本料金と世帯員割にしたほうが一番スッキリして説明もしやすいというのが私の意見。農集、下水道は人数ごとに料金を設定している。浄化槽は人数も人槽も考慮しないとイケないので弊害が出てくる。私の考え方としては人数だけで設定したい。

委員：人数制だけで設定するといけないのはどういう考え方ですか。

会長：人槽を考慮していないということ。

委員：今の話し合いでは考慮しているでしょう。人槽と人数と。人数だけではどこがイケないのか。こっちの方が分かりやすいしスッキリします。

委員：浄化槽は5人槽と7人槽で大きさが違うんですよ。

委員：大きいところはたくさんお金がかかる。

委員：家が大きかったからそれに合わせて7人槽を入れているが、今は2人しかいないので、人数にしたら安くなりますよね。

会長：7人槽ならまともに払うと高くなるけど、審議会の意見では2人なので金額を抑えましょうということ。

委員：泉の場合は大抵のところは家自体が大きかったから、大きい浄化槽が入っている。

委員：人数での計算ではあるが、1人あたりの料金は上がっている。世帯員数で良いけれども、金額が400円ずつ上がっていくという説明は。実際のところ、大きな世帯は経費もかかっているが、金額の差の説明がつきません。

会長：金額の差は1人増えるごとに400円上げている意見は、1人増えるごとに汚水の量も増えるから。

委員：この料金表は、例えば2人になったら5,000円足して10,000円になるということですか。

会長：そうじゃなくて4人家族なら月額5,600円です。

委員：表の金額に4を掛ける訳じゃないんですね。そうすると1人世帯の負担が大きいという感じになるんですね、勘違いしていました。

委員：時代の流れで、昔は7人槽で大きい槽だったが、今は世帯数が少なくなっているから人数制が一番良いと思いますけど。

会長：人数制にはしていたんです、前回は。

委員：人槽で人数制ですよ。

会長：人槽人数制はいらないと、人数だけで。

委員：夫婦2人だけで、人数が少なくなっているから、人槽よりも人数のほうが、他に上水道などの支払いもあるから。

委員：一番上の案が説明しやすい。その方が100%まで持っていくやすいんじゃないか。考えやすいと思う。

会長：そうなんです。平成35年にもう一回改定するときに全部の槽を100%にしないといけないので、傾きを変えないといけない訳です。世帯の数が違うので。これだと、1人世帯が何世帯とか世帯員と世帯数だけが分かれば、基本料金と世帯員割だけで済むので、こっちが楽だと思う、説明が付きやすいから。概ね私の案について、まだ疑問に思われている方もいると思いますが、これも1つの考え方だと理解していただけましたか。この案に決めますか。

委員：改定するのは7人槽の3人家族で5,190円、今回の案は5,200円だから10円高いだけなので、これが一番無難だと思う。

委員：人口減少や市費の減少は考慮してあるのか。基本料金と人数割のどちらを操作した方が良いと思いますか。

会長：それは分かりません。金額を全部の人数で割ってみてから。

委員：最終的に帳尻が合えば良いですけど。

会長：計算していないのでわかりませんが。

委員：施設規模があるので人の増減で傾きを変える考えは。

会長：そこは申し訳ないけど次回の審議会で。

委員：そういう算出方法にした時の想定は考え方として持っておいた方がいいと思います。

会長：そこはちょっと考えます。人槽ごとの人数制にすると回収率が人槽ごとでアンバランスになってクレームが来たときに説明できない。だから一律、基本料金プラス世帯員割にすればいい。今回は使用料対象経費を93%になるように改定するときに、もう人数制で良いんじゃないかと、これが一番説明が付きやすい。概ね私の意見は理解できましたか。

委員：分かりますけども、なぜ今頃出したのか。

会長：それは、前回決まって、各人槽ごとの料金が出てないんですね、93%にするためにこれだけの料金があると。本当にそうなっているのかというと、5人槽が改定した時に93%になっているか確かめたんですが88%くらいにしかならない。10人槽はなるかということ、ならない。大家族が多いため99%になる。人槽ごとにアンバランス、全部の人槽で93%にならず説明がつかないから、皆さんに叱られるのを覚悟でこの案を出しました。基本料金4,000円と1人増えるごとに400円上げてますが、これが決まればもっと色んなパターンを計算してもらって93%になるように。概ね4,000円と400円で、前回市から提示された93%の金額になっているということです。前回の審議会で3人世帯を平均値だったが今は2人世帯が平均だろうと。家族が多いところは料金は下がってくる。もう2時間が経とうとしていますが、概ね私が今日出した案でよろしいでしょうか。じゃあ、挙手お願いします。

各委員：【会長以外の出席委員12人中11人挙手。】

会長：はい。じゃあ、そうさせてください。あと10分くらいで終わります。付帯事項を前回事務局から配って頂いたんですが、説明を5分くらいで出来ますか。

事務局：(付帯事項の説明)

会長：次回で4回目になりますので、この4つの付帯事項は一応入れた形で答申書の案を作ってもらって、次回読み上げてみて、これはいらない、削れ、ということであれば次回削る。答申書の案としては、今日配られている答申書(素案)です。大体このような形になります。次回決まらなければ、事務局と私と副会長で話し合って、それが決まれば皆さんにお送りして納得していただくということにしたいと思います。

委員：すみません。付帯事項3番ですが、近所の方には私たちから言えないので、前回の審議会で説明をお願いしたがそのままになっている。4年経ってまた審議員が回ってきたので思い出して腹が立つ。生活も良い方が何件かある。以前、回覧も回ってきたがそれでは意味がないのでどうにかしてほしい。みんなきちんとしているのに、気持ちも新たにお願いしたいと思います。

事務局：委員さんのような意見を、次回の審議会で付帯事項の説明として話し合ってもらえればと思います。

事務局：確認ですが、浄化槽の改定率7.5%についてはお認め頂いたということでよろしいでしょうか。

会長：7.5%になるかは分からない。全体的に93%の回収率にする。

事務局：93%ということは要するに7.5%アップと、イコールになりますので。

会長：分からないのは公民館は別として、事業所の料金を100%にしたから料金は上がるはずです。一般家庭が7.4%になるかもしれない。

事務局：一般世帯は人数割ということで、もう一度別に検証させて頂きたいと思いますし、それ以外についても回収率100%ということで料金設定を仮にして、これも合わせた中で全体の93%になるかというのを計算させて頂きたいと思います。これについては事前に会長と打ち合わせながら、次回の答申書の原案に反映させて頂きたいと思います

会長：料金表についてはいくつか案を出すのが良い。93%になるために基本料金と世帯員割という組み合わせは山ほどある。全体的に93%になるためにはどういう基本料金と世帯員割が良いか。今ここでは分からない。おそらく4,000円と世帯員割の400円は概ね大丈夫と思う。

事務局：会長。すみません。基本的に世帯員でいくということになりましたので、あくまでも皆さんにお示しするための基本料金4,000円というところですが、ここをベースに計算をしたうえで改定率7.5%、事業所を含めて回収率93%として、この表でお示ししてよろしいでしょうか。

会長：はい。概ね少人数の方はちょっと料金が上がり、大家族がちょっと下がるかな、やってみないと分からないけど。よろしくお願いします。

委員：あくまでも、基本料金は4,000円にした方が良いんじゃないか。

事務局：ここをベースに数パターン作成して次回お示ししたいと思います。

委員：付帯事項の①の下に書いてある、料金改定についてという周知を大枠に入れて、この請求書とかもあるから普及しなさいよということ。料金改定のために話し合いをしたので、それをまず理解してもらわない事にはどうにもならない。

事務局：すみません。平成26年の付帯事項の原案の中に、そこを含んだところで示してあったんですが、今回お配りした1枚の資料には盛り込んでいましたが、そのまま使用しないですみません。タイトルを強調した部分に対応というところに入ってしまった。申し訳ありません。

会長：それでは次回の日程をお願いします。

事務局：次回の第4回審議会は10月4日木曜日になります。時間は午後2時、場所はここ、東陽支所2階会議室になります。なお、東陽支所まで市役所から送迎を予定していますので希望される方は午後1時10分までに市役所守衛室前までよろしくをお願いします。

会長：長時間にわたる審議、お疲れ様でした。以上で本日の審議を終わります。